

地方自治法の規定に基づき定期監査等を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 6 月 13 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉 田 健 一

1 監査の実施期間

令和 4 年 4 月 6 日(水)から令和 4 年 6 月 7 日(火)まで

2 監査の対象部課等

会計課、議会事務局、選挙管理委員会、農業委員会、監査事務局、
穂波支所・筑穂支所・庄内支所・穎田支所（市民窓口課・経済建設課）

3 監査の対象及び範囲

会計課、行政委員会及び各支所（市民窓口課・経済建設課）の所管業務のうち、主として前回の定期監査実施基準日の翌日から令和 4 年 2 月までの財務等に関する事務事業の執行について

4 監査の方法

今回の監査に当たっては、財務事務が法律、条例、規則等に則り適正に執行されているか、市の事務が合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼として実施し、関係書類を全部又は一部を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取しました。

5 監査の着眼項目

今回の監査は、財務に関する事務執行の定期監査に加え行政事務全般について、適正かつ効率的、有効的に執行されているか否かの観点から行う行政監査も併せて行いましたが、主に次のような点について着目し実施しました。

- ① 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- ② 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。

- ③ 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮されかつ合規的に行われているか。
- ④ 事務の決裁が適正に行われているか。
- ⑤ 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- ⑥ 収納した現金の管理が適正に行われているか。
- ⑦ 文書の管理が適正に行われているか。
- ⑧ 補助金が要綱等に則り、適正に執行されているか。
- ⑨ 委託業務等に係る契約事務が適正に行われているか。
- ⑩ 指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

6 監査の結果

一部において予算の執行、収入・支出事務及び資産管理等に直ちに是正及び改善を要する事項がありました。

この内、別添のとおり 15 件について文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正に処理を行うよう求めました。

検討改善事項

(議会事務局)

1 文書管理について (局長指摘事項)

飯塚市文書管理規程第5条によれば、「文書管理事務の処理は、原則として、文書管理システムによって行うものとする。」とされ、第12条においては、「文書管理システムによる收受文書の登録又は発意起案の登録に際して自動付番される文書整理番号を付さなければならない。」旨の規定がされている。

しかしながら、議場内音響設備管理端末修繕関係書類において、文書管理システムによる事務処理が行われておらず、修繕完了(完成)届及び修繕業務完成(完了)検査報告書の文書整理番号が付番されていなかった。

今後は、文書管理規程を遵守し、適切な事務処理を行うこと。

2 決裁について (局長指摘事項)

令和3年度支出負担行為兼支出命令書の以下2件について、令和2年度に配属されていた次長が決裁を行っていた。

至急決裁を取り直すとともに、今後は適切な事務処理を行うこと。

- ① 議会交際費 支出命令番号：26
起案日及び命令日：令和3年4月1日
支出命令額：200,000円
- ② 駐車場使用料 支出命令番号：27
起案日及び命令日：令和3年4月1日
支出命令額：5,000円

(農業委員会)

1 書籍の購入について (局長指摘事項)

「農地の継承・相続相談対応マニュアル」を需用費(消耗品費)で購入していた。

しかしながら、追録及び年度版の図書等には該当しないため、備品購入費(図書費)として支出すべきと思料する。

購入物品については、備品登録を行い適切に管理すること。

(穂波支所 経済建設課)

1 設計書の作成について (局長指摘事項)

業務委託契約事務取扱要領では、仕様書及び設計書の作成は「設計図書の配布及び請書の一部としても使用するため、業務の内容を十分網羅して作成すること。」とされている。

しかしながら、「飯塚工業団地内管理地その他伐採委託業務」において、業者決定・契約締結後に2度の契約変更を行っており、1度目の変更理由は「①伐採困難な場所があったため伐採箇所を変更する。②刈り草の持ち出し困難な箇所があったため持ち出しなしに変更する。」とし増額変更を行い、2度目の変更理由は「変更した伐採箇所と他1箇所の伐採面積を変更する。」として増額変更を行っていた。所管課に確認すると設計書作成のため現地確認を行った際、伐採箇所の状況把握が不十分であったとの回答を得た。

今後は、設計金額の正確性、妥当性及び契約事務手続きの透明性を確保するためにも、現地確認等を十分に行い、適切に設計を行うとともに安易に契約変更を行わず適正な契約事務を行うこと。

2 主任技術者届の提出について (局長指摘事項)

業務委託契約事務取扱要領【設計金額50万円以下】によれば、契約金額が50万円以下の案件は、「主任技術者届」を省略できるが、業務の履行にあたって資格等を要する業務については、「主任技術者届」と免状等の写しを提出させ確認を行うこと。」とされている。

しかしながら、各所市営住宅消防設備等保守点検委託において、仕様書に有資格者（消防設備士又は、消防設備点検資格者）に点検させるとしているものの、主任技術者届等を提出させていなかった。

早急に主任技術者届等の提出をさせるとともに、今後は同要領を遵守し契約事務を行うこと。

3 証明書の発行について (局長指摘事項)

飯塚市文書管理規程第42条第2項によれば、「2 公印を押印する施行文書は、決裁文書に基づいて発せられたことを証するため、当該決裁文書と契印しなければならない。(略)」とされている。

しかしながら、農業委員会事務局分室（穂波支所経済建設課）が耕作面積証明書を発行する際に、契印を押印していなかった。

今後、飯塚市文書管理規程に基づき、適切に処理すること。

(筑穂支所市民窓口課)

1 庁舎清掃等管理委託業務について (局長指摘事項)

仕様書で指示した水質検査内容と、業者から提出された水質検査結果書の内容に相違があったため、現行法令を確認したところ、仕様書の検査内容が現行法令に即していなかった。

また、空気環境測定業務についても、仕様書で指示した測定方法の項目名と、法令で定められた測定方法の項目名が異なっていた。

仕様書の内容を法令に即した内容に訂正するとともに、適正に完了検査を実施すること。

2 しゅん工検査について (局長指摘事項)

筑穂支所玄関入口付近照明灯取付工事のしゅん工検査において、検査の際に建設業退職金共済掛金確認書が未提出であり、共済掛金の納付確認ができなかったにもかかわらず工事の完了を認めていた。

後日、建設業退職金共済掛金確認書が提出され、請負代金の支払い前には共済掛金の納付は確認できたが、本来であれば、共済掛金確認書の提出を含め完了を認めるべきであったと思料する。

今後、しゅん工検査の際には、提出書類の確認を徹底すること。

(庄内支所 経済建設課)

1 修繕の発注について (局長指摘事項)

(1) 排水路の修繕について

飯塚市契約事務取扱要領によれば、50万円以上の修繕を行う際は、契約課の入札案件と規定されている。

有安地区において、下記のとおり修繕を発注していた。

修 繕 名	落 札 額	見積日	完成日・検査日
有安排水路土留柵修繕	489,500 円	1月24日	～ 3月14日
有安地区排水路修繕	440,000 円	2月7日	～ 3月14日

これらの修繕は、それぞれ異なる名称は付されているものの、位置図における

修繕箇所は隣接し、2件とも同じ業者が落札しており、業務の着手日に2週間の開きはあるが、修繕の期間はほぼ同一時期である。また、両修繕の合計金額は929,500円で、添付されている写真は同時期に撮影されたものと推認される。

このように、当該修繕を2つに分割した合理的理由が不明瞭であり、当該業務は同一箇所の修繕として契約課での入札案件とすることが通常の在り方と思料される。

なお、入札の機会を失うことにより、経済性、合理性、透明性が確保されているか疑義が生じやすいことから、今後、修繕を行う際は、予算や期間等を勘案し計画的に行い、適切な発注を行うこと。

(2) 河川護岸の修繕について

飯塚市契約事務取扱要領によれば、1件5万円以上50万円未満の修繕を行う際は、3者以上の業者から選考することと規定されている。

一部河川護岸の修繕において、「汐井川護岸洗堀修繕 49,500円 R4.1.14完了」と「多田地区河川護岸修繕 44,000円 R4.2.3完了」を同一業者に発注を行っているが、関係書類を確認したところ、同一箇所であり、また作業状況の写真が全て同一のものであったため同時に作業したものと推認される。これは合計金額が5万円以上となるものにつき、見積り比較が不要となるよう切り分けたものであると思料する。

今後は適正な事務処理を行うこと。

2 主任技術者届について（局長指摘事項）

業務委託契約事務取扱要領【設計金額50万円以下】によれば、「契約金額が50万円以下の案件は、「主任技術者届」を省略できるが、業務の履行にあたって資格等を要する業務については、主任技術者届と社会保険証の写し等の雇用関係確認書類及び免状等の写しを提出させ確認を行うこと」とされている。

しかしながら、若草住宅消防設備保守点検委託業務及び大坪住宅等消防設備保守点検委託業務において、仕様書には、委託内容として消防法第17条の3の3に基づく検査及び点検を行うこととされており、特定の資格を有する者が点検を行わなければならないものであるが、主任技術者届と雇用関係確認書類及び免状等の写しを提出させていなかった。

早急に主任技術者届と雇用関係確認書類及び免状等の写しを提出させるとともに、今後は同要領を遵守し、契約事務を行うこと。

3 証明書の発行について（局長指摘事項）

飯塚市文書管理規程第 42 条第 2 項によれば、「2 公印を押印する施行文書は、決裁文書に基づいて発せられたことを証するため、当該決裁文書と契印しなければならない。（略）」とされている。

しかしながら、農業委員会事務局分室（庄内支所経済建設課）が耕作面積証明書を発行する際に、契印を押印していなかった。

今後、飯塚市文書管理規程に基づき、適切に処理すること。

（颯田支所市民窓口課）

1 消防設備保守点検委託業務について（局長指摘事項）

颯田支所消防設備保守点検委託業務において、仕様書には業務内容について、「消防法第 17 条の規定に基づき、資格技術員による点検を行うこと」とされているが、同法を確認したところ、点検については第 17 条の 3 の 3 に規定されていることから、仕様書を作成する際は、法令の確認を行うこと。

また、業務委託契約事務取扱要領【設計金額 50 万円以下】によれば、業務の履行にあたって資格等を要する業務については、主任技術者届と社会保険証の写し等の雇用関係確認書類及び免状等の写しを提出させ確認を行うこととされているため、業務の履行に資格等が必要であれば、主任技術者届等の提出が必要であると思料する。仕様書の内容を法令に即した内容に訂正するとともに、同要領を遵守し、契約事務を行うこと。

（颯田支所 経済建設課）

1 修繕の発注について（局長指摘事項）

飯塚市契約事務取扱要領によれば、1 件 5 万円以上 50 万円未満の修繕を行う際は、3 者以上の業者から選考することとされている。

しかしながら、市営住宅等に係る修繕において、同一時期に発注した合計金額が 5 万円以上となるものについて、見積り比較が不要となるよう一伝票を 5 万円未満とし、複数の請求書により伝票を切り分けて支払いを行っていたものが散見された。

今後は、適切な事務処理を行うこと。

2 支出科目について（局長指摘事項）

市営住宅の駐車場ポールの取付け修繕として駐車場にポールを新設し修繕料より支出しているが、新たに設置したものであることから工事請負費での支出が適切であると思料する。

【ポール新設を修繕料より支出】

- ・新立団地 A 棟駐車場ポール蓋つきサヤ管取付け修繕
- ・新立団地 B 棟駐車場ポール蓋つきサヤ管取付け修繕
- ・桜が丘団地 202 号駐車場ポール蓋つきサヤ管取付け修繕

また、「古堤・赤岸線道路灯取替修繕」として老朽化した道路灯撤去及び設置を修繕料より支出しているが、その施工内容は、既設の道路灯を撤去した後、銅管柱建柱のため掘削し新たに設置したものであることから工事請負費での支出が適切であると思料する。

今後、予算執行の際はその内容について確認を行い、適切な科目にて支出すること。

3 諸証明書発行事務について（局長指摘事項）

諸証明書発行手数料の徴収については、飯塚市手数料条例第 4 条に「手数料は、事務執行の請求を受けたとき徴収する。」と規定されている。

しかしながら、令和 4 年 2 月 14 日に申請を受けた 63 名分の耕作面積証明書については、申請時ではなく、発行処理後の 3 月 9 日に手数料を徴収していた。

また、発行処理後に証明書が不要となったとの理由により、本来であれば申請者 63 名分を徴収すべきものを、不要となった 2 名分を除く 61 名分を徴収していた。

今後、耕作面積証明書を発行し手数料を徴収する際は、飯塚市手数料条例を遵守し、事務を適切に行うこと。